

# 再審法改正をめざす市民の会 NEWS

発行 2021年5月26日 Vol.1



再審法改正をめざす市民の会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-13 第3 工新ビル 201 桜井司法研究所気付  
TEL 03-6278-9796 | FAX 03-6278-9798 | e-mail: rain.saishin@gmail.com

News Topic

## 最高裁 再審認めぬ決定を取消し

### 袴田事件 高裁で差し戻し審はじまる

一家4人が殺害され、袴田巖さんが犯人として死刑判決を受けた1966年の袴田事件で、最高裁第三小法廷（林道晴裁判長）は昨年12月2日付で、袴田巖さんの再審請求を認めなかった東京高裁決定（大島隆明裁判長）を裁判官5人の全員一致で取り消し、3人の多数意見により東京高裁に差し戻す決定をしました。

3月22日、東京高裁で第一回三者協議がおこなわれました。裁判所は、袴田さんの犯行着衣とされた5点の衣類が、長期間味噌漬けになっても血液の赤みが残ることの科学的裏付けをすとして、最高裁の差し

戻し理由に則した審理の方針を提示。一方で検察は、衣類の味噌と触れた部分の血液が黒くな



ることを示した弁護団のメイラード反応の意見書に反論するとし、最高裁決定の要求に応じていません。弁護団は検察が「手詰まり」の状態にあると指摘しました。次回は6月21日に協議が開かれます。

## 有罪の証拠の杜撰さ明らかにする

袴田事件弁護団 水野智幸弁護士（運営委員）



最高裁決定が、東京高裁決定を種々の観点から明確に否定したこと自体は正当である。しかし、その判断を前提とすれば、原決定を取り消して、直ちに再審開始を確定させるべきであった。2裁判官の反対意見は、それを明快に示しており、まことに説得的である。

多数意見が差し戻しを必要とした理由は、「現時点での証拠では、1年余りみそ漬けされた血痕に赤みが残るかどうかを判断するには十分でない、みそ漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査する必要がある」というものである。しかし、弁護団が提出したみそ漬け実験報告書だけでなく、検察官が提出した中西実験の添付写真においても、赤みが消失している。その科学的メカニズムは解明されていない

が、検察官において「赤みが残る場合がある、それはこのような条件下である」と立証できるのであれば、これまでの審理の中でしたはずである。それが無い以上、原則的に1年余りみそ漬けされた血痕には赤みが残らないと考えるのが科学的判断であり、確定判決の有罪の決め手とされた「5点の衣類が犯行着衣であること」に合理的疑いが生じているという限度においては、結論が出ているのである。

以上のとおり、差し戻し審での審理は、本来必要がないものであるが、弁護団としては、もちろん油断することなく闘っていかねばならない。できるだけ早期に再審開始への結論を獲得すべく努めることは当然である。その上で、本田鑑定が十分に信頼できるものであることを改めて立証すること、確定判決の根拠となった旧証拠がいかん杜撰で不当なものであることを明らかにすることも必要である。引き続き、ご支援をお願いしたい。

# 地方議会 意見書採択運動の現状と展望

## 52 市町村議会で採択 さらに拡大へ

再審・えん罪事件全国連絡会事務局長 **瑞慶覧 淳**（事務局長代行）

再審法改正をめざす市民の会では、政府や国会に対して地方議会から再審法改正を求める意見書採択運動を重視して取り組んでいます。21年3月末現在、52地方議会で意見書が採択をされています。

### 冤罪事件の実態知らせ、一致点を見出す

この間、地方議会の各党派への協力要請を通じて、この課題は、政党政派を超えて、人権問題として一致できることを各地の経験が示しています。請願運動では、冤罪の救済が遅れている実態や問題点を袴田事件など具体的な事例を示し、そして冤罪当事者や家族の悲痛な訴えを届けて理解を広げています。

例えば、兵庫・神戸市議会では、与党党派から当初は「地方議会がとやかく意見を言うべき課題ではない」などの否定的な意見が出されました。そこで、あきらめることなく与党党派の議員と議論を重ねる中で、「再審制度のよりふわしい在り方について議論を深めていただくよう、強く要請します」との意見書が全員一致で採択されました。

このように、意見の違いを乗り越えて、冤罪の犠牲者を救済する制度の見直しの必要性を議論するなかで、一致点を見出す素晴らしい経験も生まれています。

### 草の根から法改正運動を広げる

法改正をするためには、国会に法案を提出し、最終的には過半数以上の議員の賛成を得る必要があります。そのためには、改正法案を国会に提出する必要があります。しかし、現状ではこの法律を所轄する法務省が、再審制度の見直しを盛り込んだ刑事訴訟法の改正法案を国会に提出することは期待できません。

そこで、再審法改正をめざす市民の会では、議員の法案発議による議員立法（法律・改正）をめざし、再審法改正をめざす「超党派議員連盟」の結成を視野に入れて院内学習会の開催や議員との懇談会などを行っています。しかし、国会議員の皆さんがこの課題に関心を持ち、行動を起こすためには、議員が選出されている地元から声を上げることが、大きな力となります。

「再審法改正をめざす市民の会」の共同代表の宇都宮健児・元日弁連会長は、かつてサラ金問題の解決にあたって利息制限法改正を実現した教訓として、全国地方議会の過半数で意見書採択を勝ちとったことで、消費者金融業界の圧力に押されて法改正に消極的だった与党議員の態度が変わり法改正につながったと、その意義を強調しています。

ぜひ、草の根から再審法改正運動を盛り上げて、国会に国民の声として届け、再審法改正を実現させることが大切だと考えています。いま、再審法改正を求める声が草の根から広がりつつあります。この声を国会にも届けて、ぜひ法改正を実現させましょう。



### 各地の経験から

#### 再チャレンジで採択

北海道・苫小牧市市議会

苫小牧市では、一度不採択にされましたが、その後も賛成した議員さんとも相談し、反対会派の議員と粘り強く対話を重ねて、今年3月議会で全員一致で採択されました。

#### 布川事件の地元で広げる

茨城県

再審無罪を勝ち取った地元として、その教訓を生かそうと県内すべての自治体に請願を行って、現在19の地方議会で採択。採択の過程では、映画「それでも僕はやってない」を視聴する議会もありました。

#### 地域に「市民の会」を組織

東京/京都

東京都の多摩市で「多摩市民の会」、京都府では宇治市を中心に「京都南部の会」が結成されて、地域で学習集會や街頭宣伝活動が取り組まれて草の根から再審法改正をめざす運動がすすめられています。

# 再審法改正をめぐる日弁連の動き

日本弁護士連合会 再審法改正に関する特別部会

部会長 鴨志田祐美 弁護士（運営委員）

日弁連（日本弁護士連合会）は1959年の徳島ラジオ商殺し事件以来現在に至るまで数多くの再審事件を支援し、そのうち18件について再審無罪判決が確定しています。最近では、松橋事件（2019年3月28日。即日確定）及び湖東記念病院人工呼吸器事件（2020年3月31日。4月2日確定）が記憶に新しいところです。

このような成果を上げる一方で、日弁連が長きにわたり支援している事件の中には、名張、袴田、大崎及び福井女子中学生殺人事件など、一度は再審開始決定を獲得しながら、検察官の不服申立てにより再審開始が取り消された事件、さらには再審開始にさえたどり着くことができない事件も多数存在しているという厳しい現実があります。これまでの再審支援活動をとおり、日弁連は、冤罪被害者の迅速かつ適切な救済のためには法制度そのものの改正が必要であることを強く自覚するに至りました。

そこで日弁連は、個別事件の支援と並行して再審法改正運動にも取り組み、1962年から1991年までの間に4度にわたり再審法改正案を提案しました。しかし、1990年代に入り、再審無罪どころか再審開始に至る事件も激減した「冬の時代」のなかで、再審法改正をめぐる動きは沈静化してしまっただけです。

## 証拠開示が再審を導き、再び法制度改正のうねりへ

21世紀に入り、捜査機関の手の内に隠されていた無罪方向の「古い新証拠」が再審開始の決め手となったり、保管されていた証拠物を鑑定資料とするDNA鑑定により再審請求人の無実が明らかとなるケースが続いたことを契機として、2014年11月、日弁連に「再審における証拠開示に関する特別部会」が新たに設置されました。この部会では、活動中またはすでに再審無罪を獲得した20近くの再審事件弁護団を対象に、証拠開示の実情について3年以上にわたる調査、分析を行い、再審における証拠開示制度の在り方について議論を重ねました。そして、あるべき法制度を提言した一般向けの書籍『隠された証拠が冤罪を晴らす—再審にお

る証拠開示の法制化に向けて』（現代人文社、2018）を刊行し、次いで2019年5月、日弁連の公式見解となる「再審における証拠開示に関する意見書」を公表しました（日弁連HP参照）。

さらに、2019年10月3日、日弁連最大のイベントである第62回人権擁護大会で、「冤罪被害者救済へ向け 今こそ再審法の改正を」と題するシンポジウムが開催されました。ジャーナリストの江川紹子氏と映画監督で本会の共同代表でもある周防正行氏による「基調対談」、冤罪被害者本人やその家族によるトークセッション、元裁判官、元検事、再審弁護士、国会議員、刑事法研究者を揃えたパネル・ディスカッションなど、充実の内容で大盛況となり、マスコミ各社も同シンポジウムの内容を大きく取り上げました。これを受けて翌4日の人権擁護大会において、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」が満場一致で採択されました。この決議では再審法制の全面的な改正を視野に入れつつ、とりわけ、①再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の2点を、再審法改正の最優先課題と位置づけました（日弁連HP参照）。

この決議により、日弁連を挙げて再審法改正に取り組むというスタンスが明確になり、再審法改正に向けた活動を加速すべく、「再審における証拠開示に関する特別部会」は2020年3月から「再審法改正に関する特別部会」に発展的解消を遂げています。

## 再審法を変える具体的なとり組みが大詰めに

「再審法改正に関する特別部会」では、約40名の部会員が、「改正法案作成班」「国会対応班」「広報班」に分かれて活動を進めています。改正法案作成班では、日弁連が1991年に提案した「平成3年改正案」をベースとしつつ、その後の具体的な再審事件の審理をめぐ



る問題点（立法事実）も踏まえた新たな改正案を作成、提案する作業が大詰めを迎えています。

国会対策班では、国会内に超党派の「再審法の改正を考える国会議員連盟」（仮称）を結成させることを目標とし、まずは各党にプロジェクトチームあるいはワーキンググループの結成を求め、各党のキーパーソンとなりうる国会議員に直接要請を行うなどの活動を行っています。

広報班では、国会議員や一般市民に再審法改正の必要性を理解してもらうための広報ツールの作成を行っており、パンフレットなどの紙媒体だけでなく、証拠開示や検察官の不服申立の問題点を分かりやすく映像化したコンテンツを制作し、YouTube や Twitter などの SNS で公開するといった新しい取組みを始めています。

## 世論の追い風があるいま、再審法改正の絶好の機会

湖東記念病院事件再審無罪判決の判決言渡しの際、大西直樹裁判長は「本件は、刑事司法全体に大きな問題を提起しました。警察、検察、弁護士、裁判官、全ての関係者が、今回事件を人ごとに考えず、自分のこととして考え、改善に結びつけなければなりません。」と述べました。昨年末に最高裁が袴田事件の再審取消決定を破棄差し戻したことも大きく報じられ、再審法改正をめぐるのは今が世論の追い風を受けることのできる絶好の機会です。日弁連においても再審法改正に向けた活動をいっそう活発化させるため、現在の特別部会をさらに充実させ、対外的にもインパクトを与えることのできる組織に発展させることが望まれています。

# 再審法改正の運動、地域に根を張る

## 京都南部市民の会、多摩市民の会が発足

再審法の改正をもとめる地方議会の意見書採択運動が各地で広がりを見せるなか、地域に根ざした市民の会が立ち上がり、意気高く活動を広げています。「多摩市民の会」と「京都南部市民の会」が相次いで結成され、宣伝や集会、議会要請をおこなっています。すでに2019年に結成されている「大阪の会」と合わせて3カ所になりました。草の根の運動が根を伸ばし、広がっています。

### 会員115人で船出 京都・京都南部市民の会

京都では、4月11日、「再審法改正をめざす京都南部市民の会」が結成集会をひらきました。

集会では、湖東記念病院事件で主任弁護人をつとめた井戸謙一弁護士（当会運営委員）が講演し、「警察も検察も違法捜査への反省・検証がない。繰り返させないために、証拠開示の義務化や検察の不服申し立て禁止などの法改正が必要だ」と強調。立法化をめざし、議会への意見書採択を積極的に働きかけようと呼びかけました。

今後は市町村議会などに意見書の採択を働きかけ、国会での立法化を促していくとしています。また、活動範囲を京都府下に



テレビで報道された結成集会の様子 会員115人での船

出。結成の様子はマスコミでも報道されました。

### 議会に鴨志田弁護士招致 東京・多摩市民の会

東京の多摩市では、国民救援会の多摩稲城支部が中心となり、昨年10月、「再審法改正をめざす多摩市民の会」を結成し、街頭宣伝や学習会を開いて市民に訴えを広げてきました。12月に再審法改正の意見書採択を求める陳情書を市議会に提出。各会派を訪れて要請したところ、郵便不正事件や湖東記念病院事件が話題となり、継続審議となりました。2月には、市議会の総務常任委員会で鴨志田祐美弁護士を参考人招致しての勉強会が実現。600人を超える市民の賛同署名も提出して3月議会に臨みましたが、委員会・本会議とも一票差で「趣旨採択」となり、意見書提出には至りませんでした。

しかし、保守系議員からも「証拠が全て開示されないことに驚き」などの声もあり、「とりくんだ意義は大きい」との励ましの声も届いています。

## 冤罪を生まない司法の実現へ

再審法改正をめざす市民の会  
結成から2年間のあゆみ

2000年代から足利、布川事件などで再審無罪が相次ぐ一方、名張、大崎事件などで再審開始が覆され、再審格差や検察の再審妨害が個別の問題ではなく、制度の問題であることが明白になります。2016年の刑訴法改正で再審請求での証拠開示が「検討義務」とされ、2018年に証拠開示や再審での検察上訴廃止を求める冤罪犠牲者の会が発足。日弁連が2019年の人権擁護大会で再審制度をテーマにするなど、誤判救済に再審法改正は避けて通れないとの共通認識が広まりました。

## 期待と追い風の中、市民の会が船出

こうした情勢の中、再審法改正を推進する役割を担う組織を作ろうと、法曹、



意気高く迎えた結成総会（2019年5月）

学者、冤罪当事者やジャーナリストが集まり、市民の会「準備会」が発足します。2019年2月、初顔合わせの会合では、「再審のための全証拠開示」「検察官の不服申立て禁止」「再審手続きの整備」の実現を当面の目標として確認。包括するスローガンとして「再審のルールを作ろう」を掲げました。

4月2日に、国会議員会館内で90人の参加で結成プレ集会を開きました。直前に湖東記念病院事件の再審開始が最高裁で確定、松橋事件で再審無罪が確定するという喜びの中での開催となり、準備会のメンバーはこれを追い風に、国会の衆参法務委員や理解を得られる議員など55人の元を繰り返し訪れ、再審法の問題点を説き、結成集会への参加を訴えました。

5月20日の結成集会は満員の160人で成功。与野党議員も連帯挨拶をしました。超党派の議員連盟設立に向け、議員へ働きかけを強める方針を確認します。事務局長に選ばれた客野美喜子さんは、「先人の努力で再審が活性化した。成果を豊かにして次世代に渡す」と決意表明しました。結成直後の会員は90人でした。

## 各地で草の根の運動がはじまる

2019年6月、検察の執拗な再審妨害に抗して、地裁・高裁で再審開始を勝ちとっていた大崎事件で、最高裁



第2回運営委員会 毎回熱を帯びた議論が交わされた（2019年9月）

が再審を取り消しました。市民の会は緊急声明を発表し厳しく批判。メディアも批判的に報道し、再審制度の抜本改革を求める世論がいつそう大きくなりました。

この頃の運営委員会の議論で、国会を動かすために全国の市町村議会が再審法改正を求める意見書上げることが重要だという提起がなされました。これに呼応して、国民救援会の奈良、大阪、東京などで地方議会への請願運動が始まります。各地で学習会が取り込まれ、草の根の運動が全国に広がり、11月には「再審法改正をめざす市民の会大阪」が発足。愛知では運営委員の周防正行さんが講演して再審法改正に触れ、50人以上が入会するなど、運動が加速しました。年末には会員が330人に達しました。

国会議員へのアピールを強めるために、市民の会は国会内で第1回の学習会を開催。ジャーナリストの江川紹子さんが再審制度の問題を解説しました。この講演はパンフ化され好評を博し、3千部を普及しました。

## コロナ禍での活動に工夫をこらし

国会議員への働きかけと地方議会での意見書採択の両面で運動が広がります。ところが、2020年の年初から広がった新型コロナウイルス拡大に伴い、4月の第2回院内学習会、5月の結成1周年集会相次ぎキャンセルになります。しかし、活動を停滞させてはいけないと、4月以降はネットを使ったリモート会議を導入。この仕組みを利用してネット上で講演をライブ配信する連続WEBセミナーを開始しました。毎回テーマを変え、この1年に6回開催してきました（次ページで紹介）。

2021年2月、WEBサイトを全面改訂し、運動に役立つ資料や動画コンテンツを豊富に掲載。4月には、市民の会の活動や現状の再審の問題点をQ&Aで説いたパンフ「私たちのめざすもの（要綱）」を発行しました。

現在、会員約470人。まっとうな道理が通る、冤罪を生まぬ再審制度の実現めざし、絶えず活動しています。

# 連続WEBセミナー



新型コロナの蔓延で表立った活動が制限されるなか、インターネットを活用した取り組みを強化しました。その一つが動画配信によるWEBセミナーです。視聴者からの質疑を受けられるようライブ配信にこだわりました。録画映像はホームページからいつでも見られるようになっています。



6月13日配信 75分

## 第1回 再審無罪 湖東記念病院事件から学ぶべきもの

西山美香さんを再審無罪に導いた主任弁護人の井戸謙一弁護士が、なぜ裁判官が冤罪の兆候が見逃してきたのか、再審を切り開いたポイントは何かについて語ります。理由なき抗告を繰り返した検察が裁判所へ求めたあり得ない要求や、入院患者40人の証言から浮かぶ西山美香さんの人間性についてのエピソードも。



7月18日配信 72分

## 第2回 対談で探る「大崎事件の真実」

地裁、高裁の再審開始が最高裁で取り消された鹿児島・大崎事件。証拠の裏付けがない理不尽な「強制終了」をした背景は何か、そして最高裁の根拠なき判断を覆す第4次再審での弁護団の新証拠について、弁護団事務局長の鴨志田祐美弁護士が答えます。インタビュアーは映画監督の周防正行さんです。



8月22日配信 67分

## 第3回 事件から54年 再審法を改正して袴田巖さんを救おう

2014年前に再審開始決定が出され、48年ぶりに釈放され袴田さん。検察が不服を申し立て、即時抗告審で再審開始が取り消されました。弁護団の小川秀世弁護団事務局長が裁判の現状を報告し、新たに判明した証拠捏造を解説。姉の袴田秀子さんが日々の巖さんの様子や再審に向けた決意を話します（収録映像）。



9月19日配信 77分

## 第4回 なぜ検察官は有罪を求め続けるのか？「ナリ検」から読み解く検察の本音と思考

検察官が無罪判決を敗北、再審開始を屈辱と捉え、誤りを正すより隠すことを選び、真実の究明より有罪に固執するのはなぜか。検察という組織がどんな思考プロセスを経て意思決定し、検事がどんなマインドで裁判に臨んでいるか、元検察官の市川寛弁護士が話します。聞き手は甲南大学の笹倉香奈教授です。



1月9日配信 71分

## 第5回 ニセ証拠の闇を暴け 調書のねつ像が発覚した日野町事件 再審における証拠開示の重要性

「娘の嫁ぎ先をガタガタにする」と警察に脅され殺人の自白をさせられた阪原弘さん。遺族の再審請求で、有罪の根拠となった警察の調書が偽造だったことが発覚し2018年に再審開始決定。警察、検察、裁判所が塗り固めた冤罪の壁をいかに崩したか、伊賀興一弁護団長が熱弁。聞き手はジャーナリストの里見繁さん。



3月13日配信 112分

## 第6回 日本・台湾・韓国の再審法の現状と課題

誤判救済に消極的な日本。一方、台湾では、検事総長自身が再審請求し死刑囚を救済しました。韓国は再審決定への検察官抗告を制限する法改正の動きがあります。両国の冤罪に対する姿勢から学びます。弁護士の鴨志田祐美さん、龍谷大犯罪学センター・李怡修さん、青山学院大学助教（対談）・安部祥太さんの対談。

インターネット環境がない方には、DVD（各回500円）もご用意できます

# なぜ 検察官は有罪を 求め続けるのか？

「ナリ検」から読み解く検察官の本音と思考

**笹倉** 市川さんが検察官になられた理由は。

**市川** 大学で犯罪学ゼミに入り、指導教授の「再犯を防ぐには、罪を犯した人に対する烙印押しを防ぐ、つまりなるべく抑制的な刑事処分を選択すべし」という理論に惹かれ、それを実行できる法律家は検事しかないと思いました。ところが、いざ検事になると、上司から「起訴と不起訴で迷ったら起訴」といった選択を強いられた上、自分では不要と思う自白獲得も求められて幻滅。検事を辞めたのは、佐賀市農協の背任事件の捜査で、被疑者に暴言を吐いたことを証言し、上司に辞職を促されたためでした。

## 真実は検察だけが知っていると思う独善的な組織

**笹倉** 検察庁はどんな組織だと思いますか。

**市川** 一言でいえば、保守的な組織です。裁判員裁判や取り調べの録音・録画が始まって、「できることなら、ずっとこのままでいたい」と願っている組織です。証拠を全部見ているため、「本当のことを分かっているのは検察だけだ」と思っている独善的な組織だと言っても良いと思います。

東京地検や大阪地検では、公判に立つ検事と捜査をおこなう検事が分かれており、私が検察庁にいた90年代は、優秀な検事が捜査を担当し、出来の悪い検事が公判を担当すると言われていました。検察庁では、起訴するまでが大変で、捜査をして緻密に証拠を固めておけば、出来の悪い検事が公判を担当しても有罪を取ることができる。だから、有罪判決が出る証拠を集めて起訴しているにもかかわらず無罪判決が出たとなると、法廷に立った検事が悪いことになり、教訓が組織的に引き継がれないのです。

## 「ゴネれば勝てる」と、有罪判決への執念が高まる

**笹倉** 検察官はいったん起訴した事件は、有罪判決にすぐこだわるとい印象です。

**市川** 検察は、起訴する前と起訴した後でスタンスが全然違います。起訴する前は、結構融通が利くことがあります。しかし、一旦起訴してしまった後は、検察組織全体の問題となるので、組織を挙げて絶対

これまでおこなわれてきたWEBセミナーで好評だった第4回「なぜ検察官は有罪を求め続けるのか？」の要約を紹介します。元検事の市川寛弁護士が検察の組織や検察官の心情について語りました。(インタビュー 甲南大学・笹倉香奈教授)

に有罪を取ろうとします。強制捜査までして証拠をすべて集めて分析して、担当の検察官が起訴すべきと判断し、上司が決裁という形で2段構えの慎重な判断をして起訴しているので、検察にとっては有罪は99%ではなく100%が当然なのです。

**笹倉** 検察官の有罪にこだわるという態度は、最近の再審事件でも如実に現れていると思います。

**市川** 鹿児島・大崎事件では複数回の再審開始決定が出ているのに、その都度抗告をして抵抗しました。第3次にいたっては、最高裁は検察の特別抗告そのものには理由がないと述べているのに、検察を勝たせてしまいました。これが検察にとって成功体験になり、理由がなくてもごねていけば、有罪判決が維持されることになったわけで、有罪判決に対する執念のボルテージは上がっているように思えます。

## 証拠の開示と不服申し立て禁止が風通しのよい司法に

**笹倉** 再審法をどう改正をすべきだと思いますか？

**市川** まず、証拠の全面開示です。これは通常審の段階から実現すべきです。それから、再審開始決定に対する検察官の上訴は止めさせるべきです。ゆくゆくは、通常審の無罪判決の事実誤認に対する上訴も止めさせるべきだと思います。

実は、証拠の全面開示は、現場の検事にとって楽なんです。公判担当検事の最初の仕事は、捜査検事からどさっと送られた記録をみて、弁護人に見せて良い証拠とそうでない証拠を分けないといけません。これにかなりの時間と神経を費やさされます。証拠の全面開示が実現すれば、証拠の選別の時間もかからないし、神経もすり減らさない。それに、証拠を全面開示にして無罪判決が出たのであれば、証拠によって無罪が出たのだから、それで良いのだと思うのです。そして、無罪判決に対する上訴がなくなれば、検事は今以上に一審に力を集中すると思います。もし無罪が出た場合も、「すみませんでした。原因を分析し、公表します」と言えば、いろんな意味で風通しも良いですし、市民のみなさんにとって分かりやすい司法になると思います。

